

目次

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）（第一条関係）	1
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第二条関係）	23
○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）（第三条関係）	33
○ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）（第四条関係）	38
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（第五条関係）	39
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）（第六条関係）	40
○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第七条関係）	43
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた 介護保険法施行令（抄）（第八条関係）	48
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第九条関係）	53
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）（抄）（第十条関係）	58
○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）（第十一条関係）	60
○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）（第十二条関係）	62
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第十三条関係）	63
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第十四条関係）	64

改正案	現行
<p>（法第十二条の三第一項の政令で定める基準）</p> <p>第三条 法第十二条の三第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うための教育課程その他の区域方針の実施に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育（以下この条において「区域方針実施教育」という。）を行うための教育課程を編成すること。</p> <p>二 二以上の教科の指導を専ら外国語で行うことその他の区域方針実施教育を行うために必要な方法により前号に規定する教育課程を実施するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、当該学校の職員、設備、教育上特別の配慮を必要とする生徒への支援体制その他の事項に関し、区域方針実施教育を行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>（学校教育法等の特例に係る教育公務員特例法施行令等の読替え）</p> <p>第四条 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（新設）</p>

<p>教育公務員特 例法施行令（ 昭和二十四年 政令第六号）</p>	<p>第三条第三 項第五号</p>	<p>又は私立</p>	<p>、国家戦略特別区域法（平成 二十五年法律第七号）第十 二条の三第三項第三号に規定 する特定公立国際教育学校等 又は私立</p>
<p>学校教育法施 行令（昭和二 十八年政令第 三百四十号）</p>	<p>第九条第一 項</p>	<p>設置するも の</p>	<p>設置するもの（国家戦略特別 区域法（平成二十五年法律第 百七号）第十二条の三第三項 第三号に規定する特定公立国 際教育学校等に該当するもの を除く。）</p>
<p>公立義務教育 諸学校の学級 編制及び教職 員定数の標準 に関する法律 施行令（昭和 三十三年政令 第二百二号）</p>	<p>第二条</p>	<p>が小学校若 しくは中学 校又は中等 教育学校</p>	<p>が小学校若しくは中学校（国 家戦略特別区域法（平成二十 五年法律第七号）第十二条 の三第三項第三号に規定する 特定公立国際教育学校等（以 下この条及び第五条第五項に おいて単に「特定公立国際教 育学校等」という。）に該当 するものを除く。以下同じ。 ）又は中等教育学校（特定公 立国際教育学校等に該当する ものを除く。以下同じ。）</p>



						義務教育費国庫負担法第二	義務教育費国庫負担法第二	条ただし書の	規定に基づき	教職員の給与	及び報酬等に	要する経費の	国庫負担額の	最高限度を定	める政令（平	成十六年政令	第百五十七号	
第一条第九	第一条第七	第一条第五	第一条第四	中学校（	除く。）	都道府県立の中学校（	除く。）並びに	国家戦略特別	区域法（平成	二十五年法律第	百七号）第十二	条の三第三項	第三号に規定	する特定公立	国際教育学校	等（以下単に「特	定公立国際教育	学校等」とい
減じた数	減じた数	講師	減じた数	くものを除く。	以下この条に	おいて同じ。）	う。）に該当	するもの	講師（以下こ	の号において「	校長及び教諭	等」という。）	減じた数と特	定公立国際教育	学校等の校長	及び教諭等の	数	
減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育	減じた数と特定公立国際教育

	号		学校等の事務職員の数として 文部科学省令で定めるところ により算定した数とを合計し た数
	第二条第五号	義務教育等 教員特別手 当	義務教育等教員特別手当（以 下この号において「給料の調 整額等」という。）並びに公 立の中学校（特定公立国際教 育学校等に該当するものに限 る。）及び中等教育学校（特 定公立国際教育学校等に該当 するものに限る。）の前期課 程の管理に要する経費（教職 員に係る給料の調整額等に相 当するものに限る。）

（法第十二条の四第四項第三号の政令で定める法律の規定）

第五条 法第十二条の四第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三百三十一条及び第三百三十二条の規定
- 二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五条の規定

（新設）

- 三| 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第四十一条の規定
- 四| 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条の規定
- 五| 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第七条まで及び第十一条の規定
- 六| 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十条の規定
- 七| 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六章の規定
- 八| 平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十三条の規定
- 九| 平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第三十七条の規定
- 十| 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第八十三条から第八十五条までの規定

（指定試験機関の指定）

第六条 法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「準用児童福祉法」という。）第十八条の九第一項の規定による指定（以下この条（第三項第四号を除く。）及び次条（第二項第七号を除く。）において単に「指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、準用児童福祉法第十八条の九第一項

（新設）

に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関（準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 都道府県知事は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、次条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法第十二条の四第十五項若しくは第十七項から第十九項までの

規定により、又は児童福祉法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 準用児童福祉法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

ハ 児童福祉法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の取消し等)

第七条 都道府県知事は、指定試験機関が前条第三項各号(第三号及び第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 準用児童福祉法第十八条の十第二項(準用児童福祉法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第十八条の十三第二項又は第十八条の十五の規定による命令に違反したとき。

二 準用児童福祉法第十八条の十一第一項又は第十八条の十四の規定に違反したとき。

三 準用児童福祉法第十八条の十三第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 前条第二項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

(新設)

五 次条において準用する児童福祉法施行令第八条、第九条又は第十条の規定に違反したとき。

六 次条において準用する児童福祉法施行令第十三条第一項の条件に違反したとき。

七 児童福祉法施行令第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき。

（児童福祉法施行令の準用）

第八条 児童福祉法施行令第二章（第四条、第五条、第七条及び第十二条を除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。  
 この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六条</p>	<p>法第十八条の八第三項の保育士試験委員</p>	<p>特区法第十二条の四第八項において読み替えて準用する法第十八条の八第三項の国家戦略特別区域限定保育士試験委員</p>
<p>第八条</p>	<p>指定試験機関</p>	<p>特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）</p>

（新設）

第十七条第 保育士登録証	保育士試験	は当該 保育士試験 は当該	添え、その者が同条第一 号に該当する場合は住所 地の都道府県知事に、同 条第二号に該当する場合	添え、 国家戦略特別区域限定保育士 となる資格を有する	国家戦略特別区域限定保育士 試験	国家戦略特別区域限定保育士 試験	国家戦略特別区域限定保育士 試験
第十三条第 一項及び第 十五条第一 号	法第十八条の九第一項	法第十八条の九第一項	法第十八条の六各号のい ずれかに該当する	特区法第十二条の四第八項に おいて準用する法第十八条の 九第一項	特区法第十二条の四第八項に おいて準用する法第十八条の 九第一項	特区法第十二条の四第八項に おいて準用する法第十八条の 九第一項	特区法第十二条の四第八項に おいて読み替えて準用する法 第十八条の十一第一項の国家 戦略特別区域限定保育士試験 委員
第十四条 第十五条第 三号	第十二条第二項	第十二条第二項	法第十八条の六各号のい ずれかに該当する	特区法施行令第七条第二項	特区法施行令第七条第二項	特区法施行令第七条第二項	特区法第十二条の四第八項に おいて読み替えて準用する法 第十八条の十一第一項の国家 戦略特別区域限定保育士試験 委員
第十六条	法第十八条の六各号のい ずれかに該当する	添え、その者が同条第一 号に該当する場合は住所 地の都道府県知事に、同 条第二号に該当する場合	添え、 国家戦略特別区域限定保育士 となる資格を有する	国家戦略特別区域限定保育士 試験	国家戦略特別区域限定保育士 試験	国家戦略特別区域限定保育士 試験	国家戦略特別区域限定保育士 試験

第二十条	他の都道府県知事	登録証
第二十一条	行つた都道府県知事 指定保育士養成施設、保 育士試験	他の都道府県知事又は特区法 第十二条の四第十二項に規定 する試験実施指定都市（以下 この条において「試験実施指 定都市」という。）の長 行つた都道府県知事又は試験 実施指定都市の長 国家戦略特別区域限定保育士 試験

（国家戦略特別区域限定保育士登録証）

第九条 法第十二条の四第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第三項の規定により交付された国家戦略特別区域限定保育士登録証は、三年経過日以後においては、当該国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付した都道府県知事から児童福祉法第十八条の十八第三項の規定により交付された保育士登録証とみなす。

（読替規定）

第十条 法第十二条の四第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第六条から前条までの規定の適用については、第六条第二項及び第三項並びに第七条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八条中「次の」とあるのは「同令第六条中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十

（新設）

二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第九条、第十一条、第十四条、第十五条、第十七条第二項、第十八条第二項及び第四項並びに第十九条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第十六条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第二十条中「都道府県知事は」とあるのは「試験実施指定都市の長は」と読み替えるものとするほか、次の」と、同条の表第二十條の項中「他の都道府県知事又は特区法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下この条において「試験実施指定都市」という。）とあるのは「都道府県知事又は他の試験実施指定都市」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

（都道府県知事への引継ぎ）

第十一条 法第十二条の四第十二項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により国家戦略特別区域限定保育士が準用児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

第十二条 （略）

第三条 （略）

第十三条 (略)

(法第十四条の二の政令で定める基準)

第十四条 法第十四条の二の政令で定める基準は、医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可(第一号において単に「認可」という。)の申請に係る医療法人が、国家戦略特別区域において、国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 認可の申請に係る理事が、二年以上医療法人の理事としての経験を有する者であること。

二 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十七条の二第一項の承認を受けている医療法人であること。

三 医療法第四条第一項に規定する地域医療支援病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構(平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。)により良質な医療を提供するための業務の運営が確保されていると認められた病院を開設しているものであること。

(法第十六条の三第一項の政令で定める業務)

第十五条 法第十六条の三第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

一 炊事

第四条 (略)

(新設)

(新設)

- 二 洗濯
- 三 掃除
- 四 買物
- 五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

（法第十六条の三第一項の政令で定める要件）

第十六条 法第十六条の三第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。
- 二 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。
- 三 家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の三第一項の政令で定める基準）

第十七条 法第十六条の三第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条の三第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。

- 二 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要

（新設）

（新設）

な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

三 本邦において三年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること。

四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ロ 出入国若しくは労働に関する法律の規定（二に規定する規定を除く。）であつて法務省・厚生労働省令で定めるもの又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ニ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十

- 三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十六号、第五十九号若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四十一条（同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- ホ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ヘ 過去五年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下トにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（又において「暴力団員等」という。）

チ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからトまで又はリのいずれかに該当するもの

リ 法人であつて、その役員のうちイからチまでのいずれかに該当する者があるもの

又 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(法第十六条の四第一項の政令で定める基準)

第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 本邦に上陸しようとする外国人が行おうとする創業活動が、次のいずれにも該当するものであることについて、法務省令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体であつて、当該創業活動に係る国家戦略特別区域の全部又は一部を管轄するものの確認を受けていること。

イ 当該創業活動が当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。

ロ 当該創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実なものであること。

ハ 当該創業活動に係る事業の規模が次のいずれかに該当すると見込まれるものであること。

(1) その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以

(新設)

上の常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。

(2) 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。

(3) (1)又は(2)に掲げる規模に準ずるものであること。

二 当該創業活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後六月以内に当該国家戦略特別区域内に有することとなる見込みがあること。

二 当該外国人の申請に係る創業活動に係る事業の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

第十九条 (略)

第二十条 (略)

(法第十九条の二第四項第二号の利息に相当する額)

第二十一条 法第十九条の二第四項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。

平成二十八年三月三十一日以前	年一・七パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年二・四パーセント

第五条 (略)

第六条 (略)

(新設)

十一日まで	
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年二・八パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年三・一パーセント
平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	年三・七パーセント
平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十五年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで	年四・一パーセント
平成三十六年四月一日以後	年四・二パーセント

第二十二條 (略)

(法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設)

第二十三條 法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業
- (同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。
- )、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第十項に規定する

第七條 (略)

(新設)

小規模保育事業の用に供する施設又は同法第三十九条第一項に規定する保育所

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

三 老人福祉法（昭和三十八年法律百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター又は同法第二十条の七に規定する老人福祉センター

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第二十五項に規定する地域活動支援センター

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定めるもの

（保育所等施設に関する技術的基準）

第二十四条 法第二十條の二第一項の政令で定める技術的基準は、次の

（新設）

とおりとする。

一 保育所等施設の外觀及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

二 保育所等施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 保育所等施設が地階を有する場合にあつては、その地階の部分の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、他の占用物件（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造に支障を及ぼさないものとする。

四 保育所等施設の占用の場所は、都市公園の広場又は公園施設である建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。次号において同じ。）内とすること。

五 都市公園の広場内に保育所等施設を設置する場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、公園施設である建築物内に保育所等施設を設置する場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を超えないものとする。

六 保育所等施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによるこ

と。

イ 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

第二十五条 (略)

(国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧)

第二十六条 第二十二条の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

第八条 (略)

(国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧)

第九条 第七条の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

改正案	現行
<p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p>	<p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三百三十一条及び第三百三十二条の規定</p> <p>二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五条の規定</p> <p>三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）第四十一条の規定</p> <p>四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条の規定</p> <p>五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第七条まで及び第十一条の規定</p> <p>六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十七条の規定</p> <p>七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第六章の規定</p> <p>八 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成</p>

十一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定

第七条（略）

②（略）

- ③ 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
- 一 三（略）

二十二法律第十九号）第三十三条の規定

九 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第三十七条の規定

十 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第八十三条から第八十五条までの規定

（新設）

第七条 法第十八条の九第一項の指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

② 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

③ 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

四 申請者が、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第七条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法に違反して、又は特区法第十二条の四第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ（略）

ハ 特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第十二条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。  
二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

（新設）

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（新設）

第十二条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

② 都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～六 (略)

七 特区法施行令第七条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき。

第十六条 保育士の登録を受けようとする者は、申請書に法第十八条の六各号のいずれかに該当することを証する書類を添え、その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行った都道府県知事（指定試験機関が行った保育士試験を受けた場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都

② 都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 法第十八条の第十二項（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）、法第十八条の十三第二項又は法第十八条の十五の規定による命令に違反したとき。

二 法第十八条の十一第一項又は第十八条の十四の規定に違反したとき。

三 法第十八条の十三第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第七条第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

五 第八条、第九条又は第十一条の規定に違反したとき。

六 次条第一項の条件に違反したとき。

（新設）

第十六条 保育士の登録を受けようとする者は、申請書に法第十八条の六各号のいずれかに該当することを証する書類を添え、その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行った都道府県知事（法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関が行った保育士試験を受けた場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定

道府県知事)に提出しなければならない。

第二十二條の五 法第十九條の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十 (略)

試験機関に行わせることとした都道府県知事)に提出しなければならない。

第二十二條の五 法第十九條の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)
- 二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)
- 三 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)
- 四 医療法(昭和二十三年法律第二百五十号)
- 五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)
- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)
- 七 生活保護法
- 八 社会福祉法
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)
- 十 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)
- 十一 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)
- 十二 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和三十二年法律第三十号)
- 十三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)
- 十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

二十一 特区法（第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

二十二 難病の患者に対する医療等に関する法律

第二十二条の八 法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 特区法（第十二条の四第七項の規定に限る。）

三 特区法第十二条の四第八項において準用する法

四 第二十二条の五各号（第二十一号を除く。）に掲げる法律

第二十五条の七 指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十

十五 児童虐待の防止等に関する法律

十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

十七 認定こども園法

十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

十九 子ども・子育て支援法

二十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

（新設）

二十一 難病の患者に対する医療等に関する法律

第二十二条の八 法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

（新設）

（新設）

二 第二十二条の五各号に掲げる法律

第二十五条の七 指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十

二において同じ。）（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）  
、指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
- 二 第二十二條の五第五号から第八号まで、第十一号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる法律

②（略）

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九

二において同じ。）（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）  
、指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
- 二 第二十二條の五第五号から第八号まで及び第十一号から第十九号までに掲げる法律

② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士法
- 二 第二十二條の五各号に掲げる法律

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九

号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 第二十二條の八第二号及び第三号に掲げる法律

② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第二十二條の五各号(第二十一号を除く。)に掲げる法律

三 (略)

第二十七條の十一 指定障害児入所施設(障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。))を提供するものを除く。)に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 (略)

② 指定障害児入所施設のうち障害児入所医療を提供するものに係る法

号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)

二 精神保健福祉法

三 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)

四 第二十二條の五第五号から第八号まで及び第十一号から第十九号までに掲げる法律

(新設)

② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 第二十二條の五各号に掲げる法律

三 前項各号(第四号を除く。)に掲げる法律

第二十七條の十一 指定障害児入所施設(障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。))を提供するものを除く。)に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 第二十二條の五第五号から第八号まで及び第十一号から第十九号までに掲げる法律

二 第二十五條の十二第一項各号(第四号を除く。)に掲げる法律

② 指定障害児入所施設のうち障害児入所医療を提供するものに係る法

第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第二十二條の五各号(第二十一号を除く。)に掲げる法律

三 (略)

第二十七條の十八 (略)

第三十五條 法第三十四條の十五第三項第四号ロの政令で定める法律は、第二十二條の五第七号、第八号、第十二号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる法律とする。

第三十五條の五 法第三十四條の二十第一項第三号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 五 (略)

第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 第二十二條の五各号に掲げる法律

三 第二十五條の十二第一項各号(第四号を除く。)に掲げる法律

第二十七條の十八 指定障害児相談支援事業者に係る法第二十四條の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 第二十二條の五第五号から第八号まで及び第十一号から第十九号までに掲げる法律

二 第二十五條の十二第一項各号(第四号を除く。)に掲げる法律

第三十五條 法第三十四條の十五第三項第四号ロの政令で定める法律は、第二十二條の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号までに掲げる法律とする。

第三十五條の五 法第三十四條の二十第一項第三号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童扶養手当法

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

三 児童手当法

四 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律

五 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置

六 第二十二條の五第八号、第十七号、第十九号及び第二十一号に掲げる法律

第三十六條の二 法第三十五條第五項第四号口の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第二十二條の五第七号、第八号、第十二号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる法律

法

六 第二十二條の五第八号、第十七号及び第十九号に掲げる法律

第三十六條の二 法第三十五條第五項第四号口の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 学校教育法

二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)

三 第二十二條の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号までに掲げる法律

改正案	現行
<p>（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十七）（略）</p>	<p>（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）</p> <p>二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）</p> <p>三 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）</p> <p>四 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）</p> <p>五 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）</p> <p>六 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）</p> <p>七 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）</p> <p>八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）</p> <p>九 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）</p> <p>十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</p>

- 
- 十一 社会福祉法
- 十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）
- 十三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）
- 十四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百二十七号）
- 十六 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
- 十九 介護保険法
- 二十 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）
- 二十一 言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
- 二十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
- 二十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 二十六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
- 二十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法
-

二十八 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）

第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 （略）

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）

三（三十）（略）

律第八十五号）

（新設）

二十八 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）

第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 児童福祉法

三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

四 栄養士法

五 医師法

六 歯科医師法

七 保健師助産師看護師法

八 歯科衛生士法

九 医療法

十 身体障害者福祉法

十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

- 
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 柔道整復師法
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 介護保険法
- 二十二 精神保健福祉士法
- 二十三 言語聴覚士法
- 二十四 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 二十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
-

三十一 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）

三十二 難病の患者に対する医療等に関する法律

二十九 子ども・子育て支援法

三十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

（新設）

三十一 難病の患者に対する医療等に関する法律

改 正 案	現 行
<p>（占用の期間）</p> <p>第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。</p> <p>一 次に掲げるものについては、十年</p> <p>イ 法第七条第一号から第三号まで及び第十二条第一号から第五号までに掲げるもの</p> <p>ロ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の二第一項に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設（同項に規定する保育所等施設をいう。）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>（占用の期間）</p> <p>第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>一 法第七条第一号から第三号まで及び第十二条第一号から第五号までに掲げるものについては、十年</p> <p>二〇四（略）</p>

改正案	現行
<p>第三十七条（略）</p> <p>2 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるものは、総合特別区域法第二条第四項に規定する規制の特例措置（法律により規定された規制についての総合特別区域法第二十一条から第二十三条までに規定する法律の特例に関する措置に係る部分に限る。以下この項において「規制の特例措置」という。）又は当該規制の特例措置に準ずるものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定する特例措置の適用を受けて行われる事業とする。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>第三十七条（略）</p> <p>2 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるものは、総合特別区域法第二条第四項に規定する規制の特例措置（法律により規定された規制についての総合特別区域法第二十条から第二十三条までに規定する法律の特例に関する措置に係る部分に限る。以下この項において「規制の特例措置」という。）又は当該規制の特例措置に準ずるものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定する特例措置の適用を受けて行われる事業とする。</p> <p>3～6（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）</p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）及</p>

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）の規定とする。

2  
（略）

（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法（第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）の規定とする。

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定とする。

2  
（略）

（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定とする。

附 則

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法(第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)の規定とする。

附 則

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定とする。

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十五）（略）</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）</p> <p>二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）</p> <p>三 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）</p> <p>四 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）</p> <p>五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）</p>

- 
- 六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）
  - 七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
  - 八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
  - 九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）
  - 十 生活保護法
  - 十一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
  - 十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
  - 十三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
  - 十四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
  - 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）
  - 十六 高齢者の医療の確保に関する法律
  - 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
  - 十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
  - 十九 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）
  - 二十 言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）
  - 二十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
  - 二十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
  - 二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
-

二十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

二十七 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第一項第九号、第一百五十五条の九第一項第九号、第一百五十五条の十九第十一号、第一百五十五条の二十九第九号及び第一百五十五条の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）

三 二十八 (略)

に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

二十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

（新設）

二十六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第一項第九号、第一百五十五条の九第一項第九号、第一百五十五条の十九第十一号、第一百五十五条の二十九第九号及び第一百五十五条の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 児童福祉法

三 栄養士法

四 医師法

五 歯科医師法

六 保健師助産師看護師法

- 
- 七 歯科衛生士法
  - 八 医療法
  - 九 身体障害者福祉法
  - 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
  - 十一 生活保護法
  - 十二 社会福祉法
  - 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
  - 十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
  - 十五 薬剤師法
  - 十六 老人福祉法
  - 十七 理学療法士及び作業療法士法
  - 十八 高齢者の医療の確保に関する法律
  - 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
  - 二十 義肢装具士法
  - 二十一 精神保健福祉士法
  - 二十二 言語聴覚士法
  - 二十三 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
  - 二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
  - 二十五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
-

二十九 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）  
三十 難病の患者に対する医療等に関する法律

二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
二十七 子ども・子育て支援法  
二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律  
（新設）  
二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（第八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条第三項第四号（法第七十七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十五（略）</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）、において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条第三項第四号（法第七十七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）</p> <p>二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）</p> <p>三 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）</p> <p>四 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）</p>

- 
- 五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
  - 六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）
  - 七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
  - 八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
  - 九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
  - 十 生活保護法
  - 十一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
  - 十二 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）
  - 十三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
  - 十四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
  - 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）
  - 十六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
  - 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
  - 十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
  - 十九 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）
  - 二十 言語聴覚士法（平成九年法律第三百二十二号）
  - 二十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
  - 二十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
-

二十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七〇号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

二十七 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五〇号）

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第一項第九号、第一百四十四条第一項第十号、第一百五十五条の九第一項第九号、第一百五十五条の十九第十一号及び第一百五十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 （略）

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）

三（二十八）（略）

二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

二十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

（新設）

二十六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五〇号）

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第一項第九号、第一百四十四条第一項第十号、第一百五十五条の九第一項第九号、第一百五十五条の十九第十一号及び第一百五十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 児童福祉法

三 栄養士法

四 医師法

五 歯科医師法

- 
- 六 保健師助産師看護師法
  - 七 歯科衛生士法
  - 八 医療法
  - 九 身体障害者福祉法
  - 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
  - 十一 生活保護法
  - 十二 社会福祉法
  - 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
  - 十四 薬事法
  - 十五 薬剤師法
  - 十六 老人福祉法
  - 十七 理学療法士及び作業療法士法
  - 十八 高齢者の医療の確保に関する法律
  - 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
  - 二十 義肢装具士法
  - 二十一 精神保健福祉士法
  - 二十二 言語聴覚士法
  - 二十三 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
  - 二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
  - 二十五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
-

二十九 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）  
三十 難病の患者に対する医療等に関する法律

二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
二十七 子ども・子育て支援法  
二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律  
（新設）  
二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律

改正案	現行
<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十四 （略）</p>	<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）</p> <p>二 身体障害者福祉法</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <p>四 生活保護法</p> <p>五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</p> <p>六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）</p> <p>七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）</p> <p>八 介護保険法</p> <p>九 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）</p> <p>十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の</p>

十五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の

四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

2  
(略)

保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）

十一 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

十三 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（新設）

2 指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）

六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）

七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

(法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第二十六条 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
  - 二 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
  - 三 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
  - 四 及び同法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法
  - 五 第二十二條第一項各号（第十五号を除く。）に掲げる法律
- 2 指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 健康保険法
  - 二 第二十二條第一項各号（第十五号を除く。）及び第二項各号（第九号を除く。）に掲げる法律
  - 三 前項各号（第五号を除く。）に掲げる法律

(略)

八 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

九 前項各号に掲げる法律

(法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第二十六条 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
  - 二 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- (新設)
- (新設)
- 三 第二十二條第一項各号に掲げる法律
- 2 指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 健康保険法
  - 二 第二十二條第一項各号及び第二項各号（第九号を除く。）に掲げる法律
  - 三 前項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項

第五号の政令で定める法律)

第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十条第一項各号に掲げる法律とする。

(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十六 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 第二十二条第一項各号に掲げる法律
- 二 第二十六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる法律

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十三号並びに第二項各号(第九号を除く。)に掲げる法律とする。

(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十六 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 第二十二条第一項各号(第十五号を除く。)に掲げる法律
- 二 第二十六条第一項各号(第五号を除く。)に掲げる法律

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項第一号から第四号まで、第八号、第十三号及び第十五号並びに第二項各号(第九号を除く。)に掲げる法律とする。

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第二十六条第一項各号(第五号を除く。)及び第二項第一号に掲げる法律

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第二十六条第一項各号(第三号を除く。)及び第二項第一号に掲げる法律

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三三号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十二 （略）</p>	<p>（法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</li> <li>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）</li> <li>三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）</li> <li>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）</li> <li>五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</li> <li>六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）</li> <li>七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）</li> <li>八 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</li> <li>九 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）</li> <li>十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（</li> </ol>

平成十七年法律第百二十三号)

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)

十二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)  
(新設)

十三 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。第十二条の

四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)

改正案	現行
<p>（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律）            第十七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）            第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 二十 （略）</p>	<p>（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律）            第十七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</p> <p>二 児童福祉法</p> <p>三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）</p> <p>四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）</p> <p>五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）</p> <p>六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）</p> <p>七 生活保護法</p> <p>八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</p> <p>九 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）</p> <p>十 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）</p> <p>十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）</p> <p>十二 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）</p>

二十一 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）

（略）

十三 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

十五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）

十六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

十七 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）

十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

十九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

二十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

（新設）

（法第五十二条第一項第八号の政令で定める法律等）

第二十号 法第五十二条第一項第八号の政令で定める法律は、第十七条各号（第一号、第三号、第四号、第九号及び第十二号を除く。）に掲げる法律とする。

2 法第五十二条第一項第十号の政令で定める使用人は、同号に規定する事業所を管理する者とする。

改正案	現行
<p>（政策統括官の所掌事務）</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる事務</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 国家戦略特別区域の指定に関する事、<u>国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関する事</u>、<u>同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関する事</u>、<u>同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関する事</u>並びに<u>国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関する事</u>。</p> <p>(11)～(53)（略）</p>	<p>（政策統括官の所掌事務）</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる事務</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 国家戦略特別区域の指定に関する事、<u>国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関する事</u>、<u>同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関する事</u>並びに<u>国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関する事</u>。</p> <p>(11)～(53)（略）</p>

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（保育課の所掌事務） 第九十八条 保育課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 （略） 四 保育士及び国家戦略特別区域限定保育士に関すること。</p>	<p>（保育課の所掌事務） 第九十八条 保育課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 四 保育士に関すること。</p>

改正案	現行
<p>（観光地域振興部の所掌事務）</p> <p>第二百二十四条の二 観光地域振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一～四 （略）</p> <p>五 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、<u>地域限定特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>（観光資源課の所掌事務）</p> <p>第二百二十四条の九 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一・二 （略）</p> <p>三 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、<u>地域限定特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>（観光地域振興部の所掌事務）</p> <p>第二百二十四条の二 観光地域振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一～四 （略）</p> <p>五 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、<u>国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>（観光資源課の所掌事務）</p> <p>第二百二十四条の九 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一・二 （略）</p> <p>三 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、<u>国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士</u>に関する<u>こと</u>。</p>